

平成25年度 滋賀県の主な再生可能エネルギー関連事業

資料 1

再生可能エネルギー振興戦略プランの推進

事業名	事業概要	予算額 (千円)	課(局・室)名
新 再生可能エネルギー振興戦略プラン推進事業	「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」の着実な推進を図るため、シンポジウムや事業者向けセミナーを開催する。	1,349	地域エネルギー振興室

再生可能エネルギーの導入促進

事業名	事業概要	予算額 (千円)	課(局・室)名
●事業所における導入促進			
新 事業用再生可能エネルギー等導入促進事業	事業所レベルでの再生可能エネルギー導入を促進するため、中小企業等による再生可能エネルギー等の設備導入を支援する。	20,000	地域エネルギー振興室
新 再生可能エネルギー事業化支援事業	固定価格買取制度を活用した再生可能エネルギーの事業化を促進するため、再エネコーディネーターを設置し、積極的な支援強化を図る。	3,000	地域エネルギー振興室
民間事業者節電・省エネ推進事業	中小企業等の節電・省エネ行動を促進するため、省エネ診断や省エネ設備整備に対し助成する。	14,100	地域エネルギー振興室
中小企業振興資金貸付金（省エネ・再生可能エネルギー枠）	省エネや再生可能エネルギー設備の導入等に取り組む中小企業等が行う設備投資に対して、必要な資金を貸し付ける。	239,000	中小企業支援課
湖西浄化センター下水汚泥燃料化事業	湖西浄化センターの汚泥処理に燃料化方式（下水汚泥から燃料化物を製造）を採用し、汚泥燃料化施設的设计・建設を行う。	265,087	下水道課
●家庭における導入促進			
個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進事業	家庭部門での温室効果ガス排出量削減のため、個人用既築住宅への太陽光発電設置に対して支援する。	75,900	温暖化対策課
新 太陽光発電導入相談事業	家庭における太陽光発電の導入促進を図るため、太陽光発電の導入を検討している家庭を対象に、アドバイス・情報提供を行う。	4,411	温暖化対策課
●地域における導入促進			
新 再生可能エネルギー創出地域連携化支援事業	地域のポテンシャルを活かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、多様な主体で構成する地域協議会による事業化等の構想、検討を支援する。	3,170	地域エネルギー振興室
公共的施設等再生可能エネルギー導入推進事業	再生可能エネルギー等の地域資源を活用した環境先進地域の構築のため、市町や民間事業者等が実施する防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入を支援する。	352,073	温暖化対策課
電気自動車普及促進事業	関係者との意見交換を実施するなど、走行時に二酸化炭素の排出のない電気自動車の普及啓発を行う。	719	温暖化対策課
新 県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業	土地改良施設の維持管理費節減のため、農業水利施設を活用した小水力発電の設計や施設整備を実施する。	18,029	耕地課
団体営農村整備事業（小水力等地域資源活用促進事業）	小水力、太陽光等発電施設の導入に向けた基本設計、関係法令等に係る協議、事業効果の算定等について、市町や土地改良区等の取組を支援する。	8,048	耕地課
新 農村の「近いエネルギー」活用推進事業	地域住民が主体で農業水利施設を活用した小水力発電等によるエネルギーの地産地消の取組を支援し、農村地域の活性化を図る。	4,800	耕地課
高等学校建設費 施設改修	県立高等学校において太陽光発電、蓄電池等の施設を設置する。	34,840	教育総務課

エネルギー関連産業の振興・研究開発

事業名	事業概要	予算額 (千円)	課(局・室)名
電池産業支援拠点形成事業	県内企業が電池産業での開発競争に打ち勝ち、県経済の牽引を担う集積産業として存続するため、電池産業に特化した評価体制の整備を行い、県内企業と共同で評価手段の検討や改良研究を進めることにより、県内企業の競争力、開発力を強化する。	27,187	モノづくり振興課
低炭素化技術開発・実証化補助事業	エコ・エコノミープロジェクト参加事業者の低炭素化技術の開発を促進するため、県内の対象中小企業等が行う新製品、新技術の開発や実証化試験に必要な経費の一部を助成する。	25,000	モノづくり振興課
環境エネルギー部材企業連携支援事業	環境・エネルギー分野における企業グループの構築の取組を支援し、県内中小企業の当該分野への参入を促進する。	6,214	モノづくり振興課

事業用再生可能エネルギー等導入促進事業

[新規][予算額：20,000千円]

1. 趣 旨

再生可能エネルギー等の導入促進にあたっては、個人住宅への太陽光発電の普及に加え、事業所レベルでの取組みが不可欠であることから、民間事業者等による事業所への再生可能エネルギー等の設備導入に対して支援を行い、事業所レベルでの導入拡大を図る。

2. 補助対象事業

(1) 補助対象者

中小企業者等（医療法人、社会福祉法人等含む。みなし大企業は除く）

(2) 補助対象設備

① 発電設備（自家消費目的のみを対象）

太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電

※発電能力の平準化を目的とした蓄電池の併設を含む。

② 熱利用設備

太陽熱利用、温度差エネルギー利用、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、地中熱利用

③ 革新的なエネルギー高度利用技術

天然ガスコージェネレーション、燃料電池

(2) 補助対象経費

本工事費、付帯工事費、設備等

(3) 補助金の額

補助対象経費の1/3以内。ただし、1件当たり1,000千円を限度。

(4) 補助件数

20件

(5) 予算見積額

補助金 @1,000千円 × 20件 = 20,000千円

平成25年度

滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金の募集について

平成25年5月

1.趣旨

中小企業者等における計画的な省エネ行動を支援するため、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づき提出された事業者行動計画に沿って、温室効果ガスの排出抑制等に資する設備の整備を行う場合、これに要する経費の一部を補助します。

2.補助対象者（要件のいずれにも該当する事業者）

- (1) 中小企業者等（医療法人、社会福祉法人等も想定。みなし大企業を除く）
- (2) 県税に滞納がない者、事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを了している者
- (3) 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例における事業者行動計画の任意提出者であって、提出を行った者
- (4) 過去に滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金もしくは滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金の交付を受けていない者 等

3.補助対象事業

エネルギー管理士等の有資格者または過去に実績のある会社による省エネ診断を実施し、当該診断結果において助言・提案を受けた設備等の改修で、補助対象経費の総額が60万円以上となる事業（例）節電・省エネにつながる照明器具や空調機設備、給湯器への更新 など

【要件】

- (1) 設備導入により導入前と比較して10%以上のCO₂削減が見込まれること
- (2) 事業者行動計画に定める取組内容に補助対象事業が盛り込まれていること
- (3) 施工は県内に本社または支店等の事業所を有する事業者が発注すること

【補助対象外となる事業】

- ・生産設備・事務機器、再生可能エネルギー等による発電設備等（ ）、滋賀県中小企業振興資金融資制度のうち政策推進資金（省エネ・再生可能エネルギー枠）の融資を受けて行う事業
再生可能エネルギー等による発電設備等については、別途補助制度を創設予定です。

【備考】

- ・補助金の交付決定後に事業着手（発注）し、平成26年3月31日までに事業を完了（事業費の支出も含む）する必要があります。

4.補助対象経費

本工事費、付帯工事費、機械器具費

5.補助金の額等

1/3以内。ただし、1件あたり100万円を限度（予算額：1,000万円）

原則として、以下の事業を優先的に採択

- (1) 費用効率性の良い事業
- (2) 他の事業者の参考となるような新規性や独自性、創意工夫のある事業

6.募集期間(採択申請書提出締切)

平成25年5月13日(月)～平成25年6月4日(火)17時まで（持参）

7.その他

補助事業内容や効果等の公表を予定しております。

省エネ診断支援事業

H25年度 4,100千円

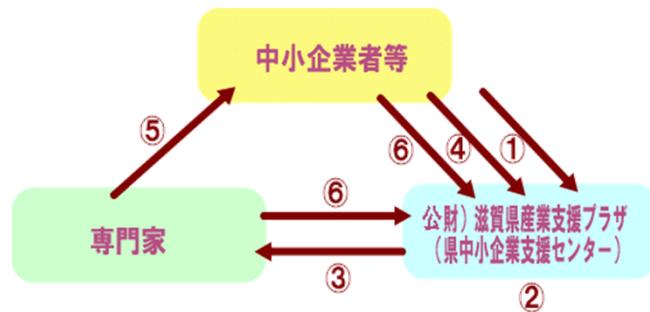
趣旨

中小企業等における設備改修を含めた計画的な節電、省エネ行動を支援することで、中小企業の振興と経営の安定、低炭素社会づくりの取り組みに寄与する。

概要

県は、(公財)滋賀県産業支援プラザが行う専門家派遣事業のうち省エネ診断部門の強化に伴う経費に対して補助金を交付する。産業支援プラザは、専門家派遣による省エネ診断の実施を行う。

滋賀県産業支援プラザ専門家派遣事業 (省エネ診断部門)



- ① 診断の申し込み
- ② 専門家の決定
- ③ 診断の依頼
- ④ 負担金の納付
- ⑤ 診断の実施
- ⑥ 報告・受診報告書の提出

■省エネ診断報告書(成果物)

事業所の概要
診断の概要
最近1年間のエネルギー使用状況
省エネルギー診断結果の概要
運用にて実施可能な提案
自己投資にて実施可能な提案
リニューアル時に実施可能な提案



- ◆調査後、3年間のフォローを行い、診断企業のエネルギー使用量 推移集計データを県に提供。
- ◆報告書を基に「事業者行動計画書」の作成が容易になる。

省エネ・再生可能エネルギー設備を導入する中小企業の皆さんを応援します！

滋賀県制度融資のご案内

政策推進資金（省エネ・再生可能エネルギー枠）

電力不足に対応して節電に取り組む県内中小企業の皆さんを応援するため、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備等の導入にかかる設備資金にご利用いただける融資制度を設けています。ぜひご活用ください。

（平成24年度創設）

資金使途 （※1）	省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備等の導入を図るために中小企業者等が必要とする設備資金
融資対象者 （※2）	滋賀県内に事業所があり、6カ月以上継続して事業を営んでいる中小事業者で、次の省エネルギー設備または再生可能エネルギー設備を導入しようとする者 ①省エネルギー設備 ア 熱源設備・熱搬送設備（高効率ボイラー、ヒートポンプなど） イ 空調設備・換気設備（高効率空調、外気冷房システムなど） ウ 給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備（高効率給湯器など） エ 発電専用設備・受変電設備・コージェネレーション設備（コージェネレーション設備、燃料電池など） オ 照明設備（Hf型蛍光灯、LEDなど） カ 昇降機設備（インバータ制御システムなど） キ 建物（高断熱ガラス、建物の断熱強化など） ク BEMS（ビルエネルギー管理システム） ②再生可能エネルギー設備 （例）太陽光発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、地熱利用空調システム、太陽熱給湯設備、バイオマス発電設備など ③蓄電池（リチウムイオン電池等） ④自家発電設備（再生可能エネルギー設備を除く）
融資限度額 （※3）	1,000万円（融資対象設備③④については、8,000万円）
融資利率 （※4）	年1.10%
信用保証料 （※5）	必要に応じて保証協会の保証つき 年0%～1.40%（一般保証より一律0.5%引き下げ）
融資期間 （※6）	10年以内（据置2年以内）
担保・保証	金融機関所定
受付機関	各商工会議所・各商工会・中小企業団体中央会
取扱金融機関	滋賀銀行、関西アーバン銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行 滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫 京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合 商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合

※1 融資対象となる設備について、借入申込時に所用資金の30%以上の支払いがされていないこと。

※2 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。

※3 同一年度内の利用は、1回限りとします。

※4 融資利率は、今後の金融情勢等により変更することがあります。

※5 「中小会計要領」に従って財務諸表を作成されている場合は、0.1%の割引、有担保の場合は0.1%の割引があります。

※6 融資期間は1年以上となります。

（特記事項）

上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。

また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

平成25年4月1日現在

(温暖化対策課) 住宅等への再生可能エネルギーの導入

家庭

太陽光発電システムの 設置補助

個人用既築住宅太陽光発電システム
設置推進事業 【予算額 75,900千円】



対象

個人用既築住宅において太陽光発電
システムを設置した個人

補助金額

補助金額 2万円/kW
上限額 7万円

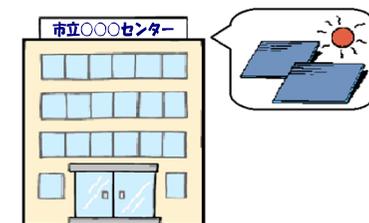
要件

- ・設置の施工者が県内事業者
- ・一定額以上の省エネ製品の購入 等

公共的施設(公共的施設等再生可能エネルギー導入推進事業)

再生可能エネルギー導入設備 + 蓄電池の設置補助 【予算額 352,073千円】

公共施設再生可能エネルギー等
導入事業補助金 【予算額 328,100千円】



対象

市町(一部事務組合含む)

補助率等

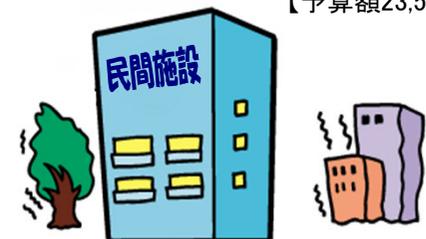
定額 10/10
上限額 2,550万円/施設

要件

- ・地方公共団体が所有する施設
- ・防災拠点となる施設 等

民間施設等再生可能エネルギー等
導入推進事業補助金

【予算額23,500千円】



対象

防災拠点施設を所有または管理し
ている事業者

補助率等

補助率 1/3
上限額 850万円/施設

要件

- ・耐震性を有する施設
- ・防災拠点となる施設 等

滋賀県再生可能エネルギー創出地域連携化支援事業補助金(案)

予算額 3,000 千円

趣 旨	地域のポテンシャルを活かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、地域の様々な主体で構成する協議会等が行う再生可能エネルギーの事業化検討に必要な経費に対し、本補助金を交付する。
補 助 事 業 者	再生可能エネルギーを導入し、事業化を検討する当該地域の地方公共団体、滋賀県内に事業所を有する民間企業、NPO等民間団体、地域住民、その他の関係機関等の関係者で構成する協議会等。地方公共団体を構成員とすることが必須。
補 助 対 象 事 業	地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入もしくはスマートコミュニティづくりなどエネルギー利用の最適化に向けた事業化計画の策定または事業化の検証を行う事業。ただし、「農村の「近いエネルギー」活用推進事業補助金」その他滋賀県の他の補助金の交付を受けて事業を実施するときは対象外。
補 助 対 象 経 費	賃金、謝礼、旅費、食糧費、消耗品費、印刷製本費、委託料、通信運搬費、使用料・賃借料、保険料等のうち県が認めた経費 補助金額は補助対象経費の1/2以内で知事が定めた額とし、100万円を限度額とする。(千円未満切り捨て)
事 業 完 了	平成26年3月31日までに事業を完了しなければならない。
補助金交付手続	<p>採 択 申 請 ⇒ 審 査 会 ・ 通 知 ⇒ 交 付 申 請 ・ 決 定 ⇒ 事 業 実 施 ⇒ 実 績 報 告 ・ 確 定 ⇒ 請 求 ・ 支 払</p>
事業イメージ	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 2px solid #00a0e3; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p>〇〇市〇〇地区 バイオマス燃料流通システム構築計画</p> <p>(1) 構成メンバー</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇〇地区森林組合 〇〇市まちづくり委員会 〇〇市 <p>(2) 目的</p> <p>〇〇市〇〇地域の森林資源を活用したペレット製造や薪の宅配システム構築について検討を行う。</p> </div> <div style="border: 2px solid #00a0e3; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p>●●市●●川 小水力発電導入に向けての検証</p> <p>(1) 構成メンバー</p> <ul style="list-style-type: none"> (株)●●製作所 ●●地域づくり協議会 ●●市 <p>(2) 目的</p> <p>●●市●●川の流量調査および小水力発電実証実験を行う。</p> <p>※前年度に地点調査済</p> </div> </div>

平成24年度経済産業省関連補正予算のPR資料(抜粋)

(参考)

次世代自動車充電インフラ整備促進事業

平成24年度補正予算要求額 1,005億円

製造産業局 自動車課

03-3501-1690

事業の内容

事業の概要・目的

- 電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHEV）に必要な充電インフラの整備を加速することにより、設備投資等を喚起するとともに、次世代自動車の更なる普及を促進し、日本経済の下支えを図ります。
- 具体的には、充電器の購入費及び工事費について一部補助することにより、
 - ①目的地の途中で充電可能な「経路充電」の充実（ガソリンスタンド、道の駅、コンビニ等）
 - ②目的地における「目的地充電」の充実（テーマパークやショッピングセンター等）
 - ③マンション駐車場や月極駐車場等の充電設備（「基礎充電」）の整備加速を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



次世代自動車換乗センターが国(経済産業省)の公募により採択

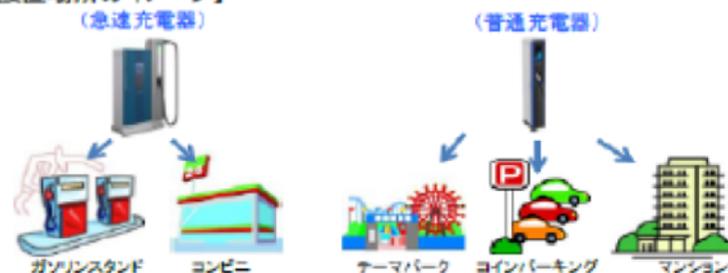
市町村も事業者等として補助申請可能

事業イメージ

EV・PHVの普及を加速させるため、以下の充電器について購入費及び工事費の一部補助を通じて、充電インフラを計画的・効率的に整備します。

1. 自治体等の計画に基づく充電器の設置 補助率2/3
(主に急速充電、約4千基) 自治体等とは、都道府県及び高速道路会社
2. 自治体等の計画に基づかないものの、公共性を有する充電器の設置 (普通充電/急速充電、約7万基) 補助率1/2
3. 月極駐車場やマンション等への充電器の設置(主に普通充電)等(約4万基) 補助率1/2

【設置場所のイメージ】



1、2合わせて約7万基整備(ガソリンスタンド、道の駅、コンビニ、ショッピングセンター、公園、コインパーキング等への設置を想定)
 (参考)全国の箇所数:ガソリンスタンド約3万8千箇所、道の駅約1千箇所、コンビニ約4万6千箇所、ショッピングセンター約3千箇所

県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業

■現状および目的

- ・再生可能エネルギーの取り組みは、固定買取価格制度の開始等による社会情勢の変化により投資効果が見込めるようになりました。
- ・農業水利施設を活用した取り組みは、農村地域の活性化や施設の維持管理費軽減が図れるだけでなく、地球環境への貢献、農村地域のイメージアップ等、社会的な意義も大きいことから積極的に推進します。

■平成 25 年度の予算 ・ ・ ・ 18,029 千円 (3 地区)

○施設整備 (11,729 千円)

〔実施地区〕 湖北地区

〔事業内容〕 小水力発電施設整備実施設計 1 式

〔負担割合〕 国 50%、県 25%

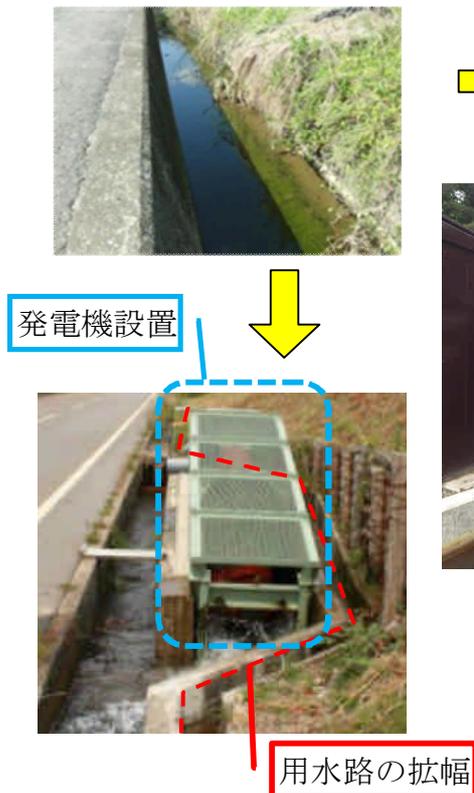
○概略設計等 (6,300 千円)

〔実施地区〕 姉川沿岸地区、愛知川地区

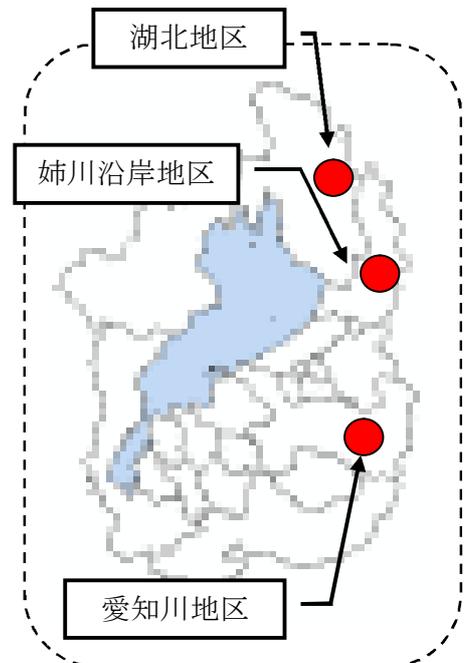
〔事業内容〕 概略設計および各種協議資料作成 1 式

〔負担割合〕 定額 (全額国庫補助)

★ 事業のイメージ ★



★ 実施位置図 ★



団体営農村整備事業

■現状および目的

- ・再生可能エネルギーの利活用促進による農業水利施設の維持管理費節減のため、太陽光等発電施設の導入可能性の検討、調査設計、関係法令等に係る協議、事業効果の算定等の取組を支援します。

■平成 25 年度の予算 . . . 8,048 千円 (4 地区)

○概略設計等への支援

〔実施地区〕 姉川左岸地区、長浜南部地区
安土地区、日野川地区

〔事業内容〕 概略設計および各種協議資料作成 1 式

〔負担割合〕 定額 (全額国庫補助)

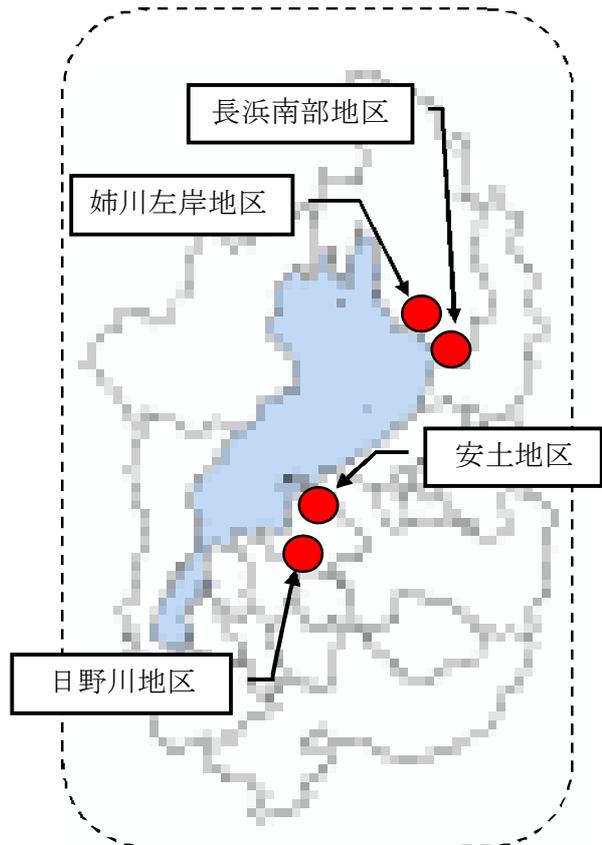
★ 事業のイメージ ★

農業水利施設への発電施設設置



空きスペース

★ 実施位置図 ★



農村の「近いエネルギー」活用推進事業

■現状および課題

- ・再生可能エネルギーに関する国民の関心が高まる中、農業用水路等を活用した小水力発電等に関する技術や機器等に関する情報が少ない。
- ・したがって、滋賀県下への施設導入も進んでいない状況。

■事業の目的

関係者による情報共有の場の設置、研修等による技術支援により、小水力発電等の普及・啓発に取り組む。

また、地域住民主体の小規模な小水力発電等の導入により、集落に近いエネルギーへの関心を高め、小水力発電等の普及拡大を図るものである。

■事業概要 期間：H25～H26

①協議会の開催と技術支援 事業費：1,200千円≪H25 300千円、H26 900千円≫

- ・県、市町、県土連、専門家、電力会社等による「(仮称)農村地域再生可能エネルギー協議会」を設置し、現状・課題等を情報共有しながら、小水力発電等の導入を推進。
- ・小水力発電等の技術講座・セミナー(年2回程度)を開催し、市町、土地改良区職員や集落代表等を技術支援。

②事業補助 事業費：5,100千円 ≪H25 4,500千円、H26 600千円≫

- ・補助率：1/2、1件あたり上限額：750千円(H25)、件数：6地区(想定)
1件あたり上限額：100千円(H26)、件数：6地区(想定)

小水力発電を核にした地域ぐるみによる近いエネルギーを活用した地産地消活動を支援し、農村地域の活性化を図る。

③事業実施主体

- ① 県
- ② 市町

らせん水車



防犯街路灯



環境教育



獣害防止柵



電池産業支援拠点形成事業

趣旨・目的

県内の電池産業関連企業に対して、開発力や競争力の強化を目的に、県工業技術センターに専門知識をもつ技術職員や評価設備などが整備された「電池産業支援拠点」を形成し、電池産業が県の主要な産業として発展するための支援を行います。

対象となる方

滋賀県内で電池関連部材を開発する中小企業者

支援内容

電池関連部材の開発などに対して、電池産業支援拠点（工業技術センター）の設備や専門職員の知見を活用してサポートします。

平成23年度導入機器（設備場所）

- 電気化学測定装置（工業技術総合センター） ●高分子劣化評価装置（東北部工業技術センター）

平成24年度導入機器（設備場所）

- 薄膜用微小硬度計（工業技術総合センター） ●炭素硫黄分析装置（東北部工業技術センター）

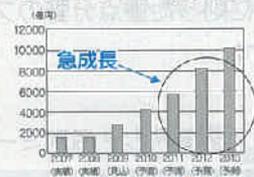
平成25年度導入機器（設置予定場所）

- 低荷重疲労試験機（工業技術総合センター） ●ICP発光分析装置（東北部工業技術センター）

詳細が決定次第、ホームページ等によりお知らせします。

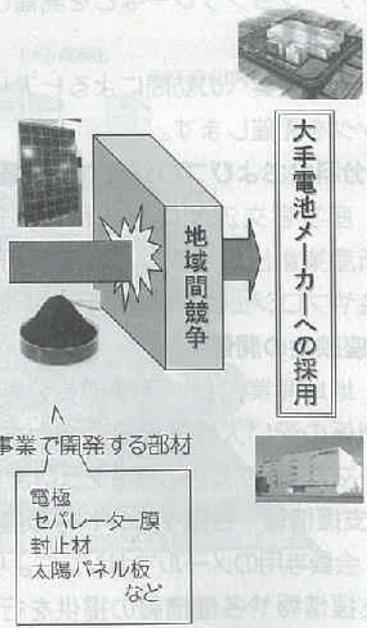
電池産業支援拠点形成事業イメージ

電池産業の市場予測



開発競争の激化

滋賀県内に集積する電池関連企業



問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 モノづくり振興課 TEL : 077-528-3794 (113ページ NO. 15)
 滋賀県工業技術総合センター TEL : 077-558-1500 (113ページ NO. 20)
 滋賀県東北部工業技術センター TEL : 0749-62-1492 (113ページ NO. 21)

低炭素化
技術開発・実証化の
補助を受けたい

滋賀県低炭素化 技術開発・実証化補助金

趣旨・目的

滋賀県では、「滋賀エコ・エコノミープロジェクト（しが炭素基金）」に参加し、その支援を受けて県内の中小事業者等が自ら行う、低炭素社会の実現に係る新製品や新技術に関する研究開発、試作開発（以下、「技術開発」という。）や実証化を促進し、新分野への進出、新産業の創造等に資するため、必要とされる経費の一部を補助するものです。

対象となる方

●対象技術分野

社会の低炭素化に資する技術全般

●補助対象者

滋賀県内に事業所を有し、技術開発や実証化を県内で行う中小企業者等。ただし、本補助金に開発計画を申請するまでに「滋賀エコ・エコノミープロジェクト（しが炭素基金）」に参加している者。

●補助対象事業

1. 技術開発ステージ

十分な調査研究と基礎研究の結果をもとに行う新技術の実用化や新製品の試作等のための開発

2. 実証化ステージ

新技術や新製品の事業化又は商品化のための試験、分析、検査、評価等

●補助対象者の種別

1. 単独研究型……………中小企業者等が単独で行うもの

2. 共同研究型……………中小企業者等が共同研究体を構成して行うもの

※「共同研究体」とは、中小企業者等と、大学等の2者以上によって構成される連携体で、共同研究契約書等で研究開発の役割分担等の取り決めのあるものを指します。

支援内容

●補助限度額（採択総額2,490万円）

技術開発ステージ 100万円以上～1,000万円以内

実証化ステージ 490万円以内

●補助率

（単独研究型） 補助対象経費の1/2以内

（共同研究型） 補助対象経費の2/3以内

問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 モノづくり振興課 TEL：077-528-3791（113ページ No. 16）